

難病患者が利用できる市町村の支援制度（令和6年度）

令和6年6月健康政策課調べ

難病患者ご本人（ご家族）が利用可能な市町村の支援制度をまとめたものです。
指定難病患者で下記の対象に該当される方でも、障がいの部位や程度により各支援制度の利用の可否が異なります。詳しくはお住まいの市町村にお尋ねください。

市町村	助成内容	対象者等
鳥取市	タクシー助成	対象：身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級（顔写真有）個人住民税が非課税者 金額：初乗運賃相当額（740円を上限）のタクシーチケットを申請月から年度末までの月数×4枚を交付（毎年7月～翌6月までを1年とする。最大48枚）
米子市	通院費助成	非課税世帯の透析患者。月上限2,000円。
	タクシー助成	対象：身体障害1、2級、療育手帳A所持者で、非課税世帯 金額：500円タクシーチケットを1月あたり3枚まで交付
倉吉市	通院費の一部を助成	腎臓機能障がいによる人工透析療法・自立支援医療受給者証・特定疾患医療受給者証所持で在宅の方
境港市	タクシー助成	対象：身体障害者手帳1、2級、3級の一部、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級で非課税者 金額：初乗相当額のタクシーチケットを1か月あたり4枚交付
	人工透析患者通院費助成	対象：腎臓機能障がいを有し、週2回以上人工透析を必要とする非課税世帯の在宅の者 金額：月額2,000円
	境港市障がい者通所施設交通費助成	対象：市内に住所を有し、市外の該当の障がい者支援施設等に1月につき10日以上、公共交通機関等を利用して通所する者 金額：交通費の一部を助成
	はまる一ふバス利用料金割引	対象：障害者手帳（身体、療育、精神）保持者 金額：利用料金の半額を割引
岩美町	高齢者等移送サービス事業	対象：(1)介護保険要介護3～5、(2)下肢又は体幹機能障害（2級以上）、(3)住民税非課税（①介護保険要支援～要介護2又は②下肢又は体幹機能障害で①と同程度）の者、(4)いずれかの地域（※）に居住している65歳以上の者（※田河内、相谷、向山、唐川、大坂、鳥越、横尾（12月～3月）） 移送区間：岩美町内 金額：一区間の利用者負担500円を除く費用。年間100枚。
	重度障がい者タクシー利用助成事業	対象：住民税非課税世帯で、自家用車を有していない町民で、以下①～③のいずれかの者 ①下肢又は体幹機能障害（2級以上）で高齢者等移送サービス事業に利用登録し、公共交通機関利用が困難である者 ②知的障がい程度がA判定の者で、公共交通機関利用が困難である者 ③その他町長が認める者 ※本人又は常時介護者が軽自動車税を含む自動車税の減免を受けている人、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者は除く。 移送区間：①町内医療機関に設置されていない診療科を有する医療機関又は②その他町長が特に認める医療機関 ※緊急時の通院は認めない。 金額：タクシー事業者による割引制度算定前の利用費の9割を助成。ただし、1回につき上限6,000円まで

八頭町	人工透析患者通院費助成	対象:在宅人工透析患者で身体障害者手帳所持者 助成:通院日数に対する公共交通機関運賃の2分の1
	タクシー利用費助成 (町内のタクシー(鳥取タクシー))	対象:以下①～③に該当する者で、運転免許非保持者 ①65歳以上 ②介護保険認定者 ③障害者手帳(身体、療育、精神のいずれか)保持者 金額:町内利用区間(※)のみ対象。運賃※の2/3を助成。個人負担額は最低300円、最高1,200円(利用費の上限は5,000円)。利用回数年100回まで
若桜町	タクシー助成	対象:要介護、要支援免許返納者 金額:10,000円分のタクシー乗車券を交付
智頭町	AI乗合タクシーのりりん(共助交通)	対象:18歳以下、75歳以上の高齢者、各種障害者手帳所持者、要支援・要介護対象の方 金額:町内での移動すべて、通常価格の4割引きで乗車券を購入
	自動車改造費の助成	対象:身体障害者手帳をお持ちの方 内容:上限10万円
湯梨浜町	タクシー助成	対象:難病患者で、特定医療日受給者証を所持している方 金額:申請月から年度末までの月数×2枚500円タクシーチケットを交付
三朝町	タクシー助成	対象:身体障害者手帳1、2級 金額:500円タクシーチケットを月4枚まで交付
北栄町	運転免許取得費・自動車改造費の助成	対象:身体・療育・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 内容:上限10万円
	タクシー助成	対象:各種障害者手帳等の交付を受けている者 【町内一律300円券】町内利用に限り300円で利用可。年間上限30枚交付。 【北栄町タクシー利用料助成券】乗降場所のいずれかが町内であれば利用可。1枚につき最高800円助成。利用者は最低300円を自己負担。年間上限70枚交付。 ※R6.10月より助成額変更予定
	在宅通院支援事業	対象:要支援認定者、通所・訪問サービス利用者、及び身体、療育、精神障害者手帳所持者で、自力で公共交通機関の利用が困難な者 金額:自宅と東伯郡及び倉吉市内の医療機関等との間の通院に限り、距離に応じて利用者負担額(町内医療機関一律200円、町外医療機関200円～1000円)を除いた額を助成 ※R6.10月より助成額変更予定
琴浦町	運転免許取得費・自動車改造費の助成	対象:身体・療育・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 内容:上限10万円
	腎臓機能障がい者交通費助成	対象:身体障害者手帳(腎臓機能障害)を所持し、月に1回以上通院して透析を受けている非課税者 金額:2～5km未満1,000円 5km以上3,000円
	タクシー助成	対象:身体障害1、2級、療育手帳A、精神障害1級所持者 金額:500円タクシーチケットを月2枚まで交付
南部町	タクシー料金助成	対象:身体障害1級、2級、療育手帳Aの所持者 金額:タクシーチケット500円を月2枚まで交付
	通院費助成	身体障がい者手帳所持者でじん臓機能障がいのため、医療機関に通院の上、慢性透析療法を受けている方
伯耆町	病院交通費助成	人工透析療法を受けるために医療機関へ通院する方
日吉津村	タクシー助成	対象:身体1・2級・療育A・精神1級で非課税者 金額:500円タクシーチケットを月4枚まで交付
	通院費助成	身体障がい者手帳所持者でじん臓機能障がいのため、医療機関に通院の上、慢性透析療法を受けている方

大山町	タクシー助成	対象:身体障害者手帳1級又は2級(下肢3・4級を含む)、療育手帳、精神障害保健福祉手帳取得者等 利用対象範囲:町内または鳥取県中西部の医療機関(健康保険適用の本人受診に限る)とし、利用回数は週1回を限度 金額:運賃の2分の1を助成(但し1,000円未満の運賃の場合500円を差し引いた金額を助成)(週1回まで)
	障害者の通所・通院費助成	対象:就労支援事業所へ通所する者及び精神障害者保健福祉手帳所持者で、精神疾患治療のための通院を必要とする者。 金額:通所及び通院に要する交通費の2分の1を助成
	外出支援サービス	対象:要介護認定者又は身体障害者手帳1・2級(下肢機能障害については3・4級)、精神障害、知的障害等であり、かつ単独で一般の交通機関を利用することが困難な場合。 金額:距離による定める額
	人工透析患者通院費助成	対象:人工透析を受けている者 内容:通院に要する交通費の2分の1を助成
	大山町身体障害者、知的障害者及び精神障害者医療費助成	対象:障害者手帳(身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2～3級)を所持する、所得非課税者、18歳～70歳の者。 内容:病院・薬局で支払った医療費(保険適用分)の自己負担分の2分の1の相当額を助成
日南町	通院費助成	人工透析療法を受けるために医療機関へ通院する方
	タクシー助成	対象:要介護認定・要支援認定のある方、身体障害者手帳(1級～6級)、療養手帳(A・B)、精神障害者保健福祉手帳(1～3級)の交付を受けている方で、運転免許を保有しない方 金額:1回の利用者負担が500円、それを超えた額を町が助成。1回の助成上限額は5,000円で、年間に1人当たり8回まで助成
日野町	町営車いすタクシー運行	身体・療育・精神障害者保健福祉手帳所持者に対し、タクシー助成を実施。
	自動車改造費の助成	対象:身体障害者手帳(上肢、下肢、体幹)の所持者で、自動車の運転に際し、改造が必要と認められる方 内容:経費の1/2、上限10万円
	通院費助成	人工透析療法を受けるために医療機関(日野病院)へ通院する方を対象に送迎支援を実施。
	タクシー助成	対象:高齢者、要介護認定者、身体障害者手帳所持者等の交通弱者に対し、タクシー券を交付
江府町	運転免許取得費・自動車改造費の助成	対象:身体・療育・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 内容:上限10万円
	通院費助成	対象:在宅人工透析患者の方 金額:月額上限6,000円(日野郡以外へ通院の場合) 月額上限3,000円(日野郡内へ通院の場合)
		対象:自立支援医療対象の方 金額:通院費用の月額の1/3を助成
	タクシー助成	対象:身体障害者手帳、療育手帳A所有者、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方 金額:《民間タクシー》運賃の2分の1を助成 《町営タクシー》1,000円を超える額を助成